

栗東市内のご家庭の

使用済み小型家電の 集団回収を実施します!



令和 8 年 10 月 18 日 (日)

回収
日時

午前9時～午前11時30分

予備日: 11月1日(日)



※警報を伴う荒天の際は、回収を中止する場合があります。
中止の場合、午前8時までに市ホームページにてお知らせします。

回収
場所

なごやかセンターの駐車場
(栗東市総合福祉保健センター)



お住まい
の学区の
ご来場
時間

大宝、大宝東、大宝西学区の方	9 時00分～10時00分
治田、治田東、治田西学区の方	9 時30分～10時30分
葉山、葉山東学区の方	10時00分～11時00分
金勝学区の方	10時30分～11時30分

※会場の混雑回避や周辺の交通渋滞防止のため、**学区ごとの指定時間での来場**にご協力ください。なお、開場時間前の来場は、路上駐車による渋滞や事故につながりますので、固くお控えください。

回収対象

・栗東市内のご家庭で使用された**小型家電**、**水銀体温計**、**水銀血圧計**、**蛍光管**【※LEDは除く】**※小型充電式電池**
※事業活動で使用されたものは回収できません。

注 意 点

・乾電池やバッテリーは**取り外してください**。
・ダンボール、袋、発泡スチロール等の梱包関連資材は、**お持ち帰りいただきます**。

回収でき
ない家電

・**特定家電（家電4品目）**は回収できません
エアコン テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機

※小型充電式電池の持ち込みについては
市ホームページに掲載していますので
必ずご確認ください(PDF ファイル)



使用済み小型家電品目の一例

対象品目	具体的に該当する品目の例 (政令には具体的な品目名は記載されていない)
電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	電話機、ファクシミリ、変復調装置(モデム)、ルーター・スイッチ
携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	携帯電話端末(公衆用PHS端末、スマートフォンを含む) カーナビゲーションシステム、ETC車載ユニット、VICSユニット
ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く)	ラジオ
デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディーレコーダーその他の映像用機械器具	デジタルカメラ、ビデオテープレコーダ/プレーヤ、DVDレコーダ/プレーヤ、BDレコーダ/プレーヤ、BS/CSアンテナ、カーカラーテレビ
デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	テープレコーダ、CDプレーヤ、MDレコーダ/プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、ICレコーダ、補聴器、カーラジオ
パーソナルコンピュータ	パーソナルコンピュータ ノートブック型/スレート型、パーソナルコンピュータ デスクトップ型(タワー型及び一体型を含む)、パーソナルコンピュータ タブレット型
磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)、ゲームソフト
プリンターその他の印刷装置 ※卓上タイプのみ	プリンター、フォトプリンター、モニター(パーソナルコンピュータ用)、キーボードユニット
ディスプレイその他の表示装置	モニター(パーソナルコンピュータ用)、プロジェクター
電子書籍端末	電子書籍端末
電動ミシン	電気ミシン
電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電気グラインダ、電気ドリル、電気ポリシャ、電気サンダ
電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	ワードプロセッサ(モニターを含む)、電卓、電子辞書
ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	電子式ヘルスメーター(体組成計・体脂肪計)、電子式ベビースケール、電気式温湿度計、デジタル歩数計
電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	治療浴用機器及び装置、家庭用電気・光線治療器、家庭用磁気・熱療法治療器、家庭用吸入器、家庭用医療用物質生成器

7

対象品目	具体的に該当する品目の例 (政令には具体的な品目名は記載されていない)
フィルムカメラ	フィルムカメラ
ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第3号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く)	電子ジャー、食器洗い乾燥機(卓上型)、トースター、ホットプレート、ミキサー、ジューサー、フードプロセッサ、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機
扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第1号に掲げるユニット型エアコンディショナーを除く)	扇風機、サーキュレーター、送風機
電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)	電気アイロン、裁縫用電気こて、電気掃除機、ハンドクリーナー、床みがき機
電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	電気こたつ、電気ストーブ、電気毛布
ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	ヘアードライヤー、電気かみそり、電気脱毛器、電気ハサミ、電動歯ブラシ、家庭用噴霧機、風呂水用電気ポンプ、電気アクアリウム用品
電気マッサージ器	電気マッサージ器 ※マッサージチェアは不可
ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	ランニングマシン
電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	電気芝刈り機
蛍光灯器具その他の電気照明器具	照明器具、携帯用電気ランプ(懐中電灯を含む)
電子時計及び電気時計	電子時計及び電気時計
電子楽器及び電気楽器	電子キーボード、電気ギター、電子ギター ※電子オルガンは不可
ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)

※家庭で使用されていたものだけが回収対象となります(事業で使用されていたものは不可)

※一度回収されたものは返却できません